

がいきなり提訴してきたものである。

(イ) 団体交渉中心主義は憲法28条の取るところであり、集団的労働関係について労使が自主的に決めたことについては、裁判所の介入は極力差し控えねばならない。これが、集団的労働関係に関する法原則である。

また、労使が自主的に取り決めたことを、一方当事者が改廃を申し入れるには、それなりの合理的理由を示す必要があるし、改廃の申し入れの効力があるのは、その時点から将来に向かってであり、過去に遡って改廃の効力が生ずるという解釈は採られていない。法的安定性を考慮すれば当然のことである。

昭和56年賃金表は、(ア)で述べたように、O₂が1年間専従として賃金問題を調査研究し、被控訴人らを含む内山労組内で十分討論され、その上で労使が自主的に取り決めたことである。労使が自主的に取り決めたことについて、被控訴人らは、内山労組に属したまま昭和56年賃金表が違法であると主張している。

しかし、労使が自主的に取り決めたことについて、その改廃を求めるなら、当然組合内で議論して、組合からの申出という形で賃金表の改廃を求めるのが労使自治の原則に適うものである。当然、労使が自主的に取り決めたことについては、裁判所による介入は極力避けねばならない。

また、組合民主主義の原則から、組合内での性別による組合員の差別も禁止されているから(労組法5条2項4号)、被控訴人らの主張にあるような組合内で性別による差別が行われるはずもない。

もし、被控訴人らが、組合内での扱いが男女差別と考え、賃金表自体(つまり賃金表I、IIという制度自体)が労働基準法4条違反であると考えるなら、その時点で、あるいはそれ以後の時点でも、内山労組を脱退し、被控訴人らだけで労働組合を結成し、その上で合理的な理由を示して賃金表の改廃を求めるべきである。それが、労使自治の原則からくる帰結である。

被控訴人らが内山労組の組合員である限り、賃金表自体に拘束されるものであり、労使が合意したことについて、しかも12年間もそれに則った運用がされてきているのに、平成5年に突如として提訴し、12年も前に遡って、「昭和56年賃金表のI表・II表自体の基準が不明確だ」とか、賃金表自体が「昭和48年賃金表の男女別賃金を引きずっている」などと主張して争うことは労使自治の原則に照らし許されない。

(3) 消滅時効について

原判決は、被控訴人のした消滅時効の主張につき、被控訴人らが違法な男女賃金差別に当たる旨の認識

をいつから持ったかをめぐって更に審理をする必要があり、訴訟の完結を遅延させることとなるから、時機に後れた防御方法に当たるとしてこれを却下した。

しかし、本件は、平成5年5月18日に訴えが提起されたものであるから、提訴日からさかのほること3年、すなわち平成2年5月17日以前に被控訴人らに生じた損害については時効消滅している。内山労組は、平成2年3月15日付けで春闇の要求書を提出し、その中で「男女の差別をなす現行賃金体系の差別を廃止すること」を申し入れているのであるから、上記労働組合の組合員である被控訴人らは、全員が、この時点までに加害者及び損害の発生を知っていたものと解される。したがって、被控訴人らが加害者及び損害の発生を知った時点の認定は証拠上容易であって、訴訟の完結が遅延するものではない。よって、被控訴人のした消滅時効の主張を時機に後れた防御方法として却下した原判決は不当である。

3 当審における被控訴人らの主張

(1) 職務二分論について

ア 控訴人の主張する職務の分け方は、極めて曖昧であって、現実の職務がいずれの職務に属するのかを容易に判断できない。

重量物と軽量などの区別、技術・技能の習熟の難易度、治具・機械の調整、保全の範囲、大型機械、複雑な機械と軽機械との区別等、いずれも賃金に多大な差を設ける以上、明確な違いを示す基準が存することが必要であり、しかもそれは、いつでも誰でも簡単に判断できる基準でなければならない。

しかし、そのような職場に働く者全員が簡単に判断できる基準などどこにも存していない。分類基準を文書で示されたものも、呼称すらもなく、およそ形のあるもので示したもののが存在しないのである。被控訴人らにその基準が示されたことは一度もない。控訴人側の(人証略)(原審)でさえ明確な分類をなし得なかった。

今回、控訴人は、被控訴人らの実態からしても、被控訴人らは被控訴人の主張する職務二分論の賃金表IIの職務しか行っていないと主張する。しかし、その職務実態には常に盲い訳が付きまとつ。

たとえば、当審における控訴人準備書面(6)(略)において、

「上ゴマ調整は非常に軽量なので女性も行っていた」(P. 5)

「成型職場の中のごく一部のことである」(P. 10)
「梱包の際のバンド掛けの相方として持つ程度の手伝い」(P. 11)

「多くの男性は二交替作業を行っていた」(P. 15)
「男性のTを配置したのは腸の病気のため体力的に交替作業ができないので…特別に人間に配慮した

結果」(P. 21)

「10kgほどのものを扱ったと言っているが、それぐらいあったとしても時たまのことであり」(P. 31)などと述べているにすぎないのである。

明確な基準が存在していたのであれば、だれが判断しても同一結論が出るはずであり、殊更に盲い訳をする必要もない。また、被控訴人らの原審における証言や陳述が、控訴人から間違っていると非難されるようなことになるはずもない。被控訴人らが從事していたとか、していないとか、争いになること自体がおかしいことなのである。

盲い訳に終始していること、しかもその細かい説明からしても、結局、何故いつも男性にI表が適用され、女性にII表が適用されるのか、一つとして例外がないのか、十分納得し得る説明がないことこそが控訴人のいう職務二分論のいい加減さを物語っている。

イ しかも、控訴人のいう職務二分論は基準が明確でないだけでなく、職務の評価もまったく妥当性を欠く不当なものである。

肉体的な能力、重量物の取り扱い、安全面での適応力、時間外・交替勤務、どの面でも男女間に明らかな差がある、というのが控訴人が繰り返し述べるところである。

そして、控訴人は、重量物を扱うことを殊更に高く評価しているらしい。重量物を取り扱っていたから高い賃金であり、力のかからない軽量などを扱う、手先とか目を主体とした危険度の少ない軽作業は低賃金と決めつけている。

アメリカの女性は「男性と同じ位の体格で体力もあり重量物を扱っている」とし、「(日本人女性は)アメリカ女性と比べて体力面で劣っているという点は解消されていない」とするのは、日本人女性の賃金は安くよいという結論に結びつくらしいが、この前提について一体どのような検証がされたのか、明らかでない。

重要な問題は、力のあることが直ちに高収入に繋がると判断してよいかということである。同一価値労働同一賃金原則を貫くとき、労働の価値評価は正しくされなければならない。直接・間接の性差別を排除した「客観性」が担保されなければならない。

たとえ肉体的な力は必要としなくとも、高い集中力・緊張度を必要とする高価値の労働は存するのである。被控訴人らが多く就労していたとされる選別・受入検査・工程検査等はまさにこの高く評価されるべき労働なのである。

職務の価値評価につき何らの検討をなすこともなく、重量物を扱う者イコール男性の価値が高いとの主張自体に、控訴人側の差別意識が垣間見えるのである。

ウ いずれにしても、控訴人会社の賃金表I・IIの歴史的沿革からして、それは「男性」表、「女性」表であったのであり、「職務の違い」を考慮して作成されたものではない。当時の男性賃金と女性賃金を基に作成されただけなのである。

作成時に職務内容を云々する発想はなく、控訴人が縦横述べる職務二分論は本件訴訟において初めて披瀝されたものにすぎず、しかも前述したとおり、極めて不明確・独善的なものである。

エ そもそも、控訴人の主張する職務二分論そのものが、伝統的な男女差別の思想であり、憲法第14条違反の考え方である。

すなわち、控訴人のこれらの主張は、女性は重量物や力を必要とする作業に従事することができず、技術・技能やその習熟能力において男性より劣り、機械の調整や保全をする能力もなく、交替勤務や時間外勤務ができない。危険な作業にも就かせることができないものと決め付け、合理的根拠のない予断と偏見を基にして、女性はすべて軽度・単純・安全な作業にしか配置しておらず、重要な作業には従事させていない、と主張するものである。

これこそ、根拠のない性差を前提として男女の固定的・伝統的役割分担を勝手に押し付け、女性の能力の向上や開発の途を閉ざそうとするものであり、まさに典型的な男女差別の思想であって、憲法第14条違反である。

したがって、控訴人の職務二分論は、賃金決定の合理的な説明とはなっておらず、むしろ、懸念秩序という公序に反する主張である。

(2) 男女差別と認めるべき事情について

被控訴人らは、原審以来、控訴人の賃金格差は性差によるものと主張し、その事情として次のような指摘をしてきた。

ア 昭和48年以前には、賃金表の年齢給は男・女という文言が使用され、男女差によることを明確に示していた(〈証拠略〉)。

昭和48年賃金表も、昭和56年賃金表も、基本的にこれを承継したものである。すなわち、職務や職種によってではなく、男性か女性かによって賃金表が異なっていたのである(〈証拠略〉)の各(1)・(2)も男子・女子という文言が使用されている)。

イ 控訴人の賃金の決定要素は、性差と年齢と勤続年数という三つの要素によって決められており、職務・職種によって決められたことはない。

固定的・伝統的な年功賃金であって、職務とリンクされたことは一度もなかった。

ウ 採用基準や手続は男女同一であり、肉体的能力、技術力、経験といった要素は全く考慮されることもなく採用されている。すなわち、女性であるから軽度・単純・安全な職務に従事することが条件で

あるとされたことは全くない。ただ、初任給が、男性と女性では同一年齢であっても格差があるという点のみが相違しているに過ぎない。採用そのもの的方式や手続、職務の指定に何の差異もない。

エ 男性と女性の労働内容は、基本的に同一であり、明確な区分はない。この点、控訴人は職務二分論として縷々述べるが、前述のように、不明確で不合理な二分論である。基本的に男・女で労働内容に差異はない。

オ 全体として、控訴人では賃金について男女間には明確かつ顕著な差異があり、賃金のみならず一時金支給でも男女差を設けている。

以上のように現在の民事訴訟の実務において考慮すべき事情とされている諸点について照らしてみても、控訴人における賃金の格差は、男女の差によるものであることが明白である。

(3) 職務の実態について

ア 控訴人は、被控訴人らが実際に従事した作業が、軽量・単純・安全な作業であったと執拗に繰り返し、原審の認定を非難する。

しかしながら、控訴人は職務二分論を主張しながら、誰にでも理解できるように明確に被控訴人らの職務や作業を立証できないのである。控訴人提出の多数の陳述書(証拠略)は、いわば、一種のケチ付け、水掛論でしかない。

もし、本当に職務が二分され、男性・女性により従事する職務が別異とされているなら、予めそのような職務分担表が作成されて就業規則等に明示され、採用時はもとより人事異動ではそのことが従業員に良く理解できるよう提示されていなくてはならない。だが、そのような分担表は一切作成されたことはなく、控訴人準備書面において、あれこれと言いく訳をし、例外の例外を設けて辯護を合わせようとしているだけである。

原審が認定した被控訴人らの従事した職務・職場ごとの被控訴人らの就業の事実認定は正当なものである。

(4) 損害について

ア 以上のように、被控訴人らが従事してきた職務や就業状態は、男性と同一の価値のものであり、その間に労働としての価値的差を認める事情や根拠はない。

控訴人が本裁判になって行ったという職務評価(平成8年8月28日付控訴人準備書面別紙2)では、男性職の最低点(自動裁断)と女性職の最高点(溝入れ加工)との差は3点しかない。一方、男性職の最高点(原料計量・混練り・冷却)は36点、最低点は24点であり、その差は12点である。12点の格差があるが、男性であるからいざれも賃金表Iが適用される。すなわち、12点の格差があっても同一賃金なのである。

る。12点の格差があるとしても同一価値労働とされているのである。

そうだとすると、男・女の職務においては、たかだか3点の差だけなのに、労働としての価値が、賃金額において2~3割もの格差がつけられるのは、明らかに矛盾である。要するに、労働の価値の相違から、賃金額が決められていないので、このような不都合な結果となるのである。

控訴人においては、様々な職務があるが、その価値は同一として賃金は組み立てられており、職務による労働の価値の差はないものとされているのである。職務の差は、全くもって賃金の額に反映されてこなかったものであり、労働としてはすべて同一価値とされてきたのである。

イ そうだとすると、もし、控訴人が賃金の額について、男女間における性による差を設けなかつたら、被控訴人らは男性と同一の賃金を得られたりはずである。控訴人が、女性であることを理由として賃金を低く設定するという不法行為をしなかつたとするなら、男性と同一価値の労働をしている被控訴人らは、いずれも男性と同一の賃金を得られたはずである。控訴人の不法行為と相当因果関係のある損害とは、男性との賃金差額ということになる。

ウ さらに、控訴人は、被控訴人らの損害は、男性と類似の職務に従事したその期間だけが損害であって、男性との賃金差全体が損害となるものではないと主張する。なるほど、職務と賃金がリンクされ、職務の相違が賃金の額の決定要素となっておれば、その立論も可能であろう。

しかし、控訴人においては、賃金の差は職務によって決定されておらず、性差と年齢と勤続年数だけが決定要因である。したがって、どのような職務に異動しようとも、どのような職務に就こうとも、男性は賃金表Iであり、女性は賃金表IIなのであるから、被控訴人らが男性類似の職務に就いた期間だけが損害ということにはならないのである。男性類似の職務に就いていない期間は、男性とは劣る賃金でなくてはならないとする理由も根拠もなく、控訴人の前記の主張は、その前提を欠いているといふべきである。

(5) 消滅時効について

控訴人は、原審が始まった当初から、消滅時効を主張することが可能であったにもかかわらず、訴訟提起後約8年を経てから、突然消滅時効を援用したものであり、原判決がこれを時機に後れた防御方法として却下したのは相当である。むしろ、当初より消滅時効援用が可能であることを熟知しているながら、援用も行わず、原審において実質的な最終準備書面を作成した平成10年8月31日の段階で、控訴人は援用権を默示的に放棄したと考えるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

次のとおり訂正、付加、削除するほかは、原判決67頁9行目(108頁右段下から1行目)から134頁6行目(115頁左段2行目)までの記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決67頁9行目(108頁右段下から1行目の「証拠略」)の「甲一ないし六〇」を「甲一ないし六六、七五ないし八六」と改める。

(2) 同89頁につき、

ア 1行目(110頁右段14行目の「略」)の前に、次のとおり加える。

「被控訴入らは、いずれも、採用時、初任給は男性よりも低かったものの、それ以外の労働条件及び採用手続においては男性との間に異なるところはない。被控訴人に入社した。採用に当たって、控訴人から、男性と異なる職務に就くことになるとの説明もなかった。」

イ 末行(110頁右段14行目の「略」)の「昭和三四年」を「昭和二三年」に改める。

(3) 同89頁3ないし4行目、同90頁2ないし3行目、同91頁3ないし4行目、同92頁5行目、同95頁6ないし7行目、同96頁4行目、同98頁末行から同99頁1行目、同99頁末行から同100頁1行目、同101頁1ないし2行目、同102頁1行目、同99頁9ないし10行目、同103頁7ないし8行目、同104頁末行から同105頁1行目及び同106頁7ないし8行目の「採用時の採用基準は男性と特に異なるところはなかった。」を、いずれも削る。(以上、すべて110頁右段14行目の「略」)

(4) 同92頁につき、

ア 2行目(110頁右段14行目の「略」)の「従事している」を「従事し、平成一三年三月二〇日に退職した」に改める。

イ 4行目(110頁右段14行目の「略」)の「四九月」を「四月」と改める。

(5) 同94頁1行目(110頁右段14行目の「略」)の「働いている」を「働き、平成一三年三月に退職した」に改める。

(6) 同95頁3行目(110頁右段14行目の「略」)の「従事している」を「従事し、平成一四年二月二〇日に退職した」に改める。

(7) 同96頁1行目(110頁右段14行目の「略」)の「従事した」を「従事し、平成一二年一二月二〇日に退職した」に改める。

(8) 同98頁8行目(110頁右段15行目の「略」)の「働いている」を「働き、平成一二年一一月に退職した」に改める。

(9) 同99頁3行目(110頁右段15行目の「略」)の「良品」を「不良品」に改め、8行目(110頁右段15行目の「略」)

の「働いている」を「働き、平成一三年二月に退職した」に改める。

(10) 同100頁2ないし3行目(110頁右段15行目の「略」)の「出荷作業」を「出荷(輸出)作業」に改める。

(11) 同103頁1行目(110頁右段15行目の「略」)の「代に成型組」を「第二成型組」に改める。

(12) 同103頁4行目(110頁右段15行目の「略」)及び同107頁3行目(110頁右段15行目の「略」)の各「従事してきた」を、「従事し、平成一二年九月二〇日に退職した」に、各改める。

(13) 同118頁8行目(112頁右段3~4行目)の「(原告の後任)」を削る。

(14) 同122頁末行(113頁左段18行目)の「従事していたていたが」を「従事していたが」に改める。

(15) 同125頁10、11行目(113頁右段15~17行目)の「カットする作業であり、原告Eの異動後は、男子であるUが後任として働いていた。」を「カットする作業である。」に改める。

2 爭点1(差別の有無)について

(1) 原判決134頁8行目(115頁左段5~6行目)から170頁9行目(121頁左段5行目)までの記載を引用する。ただし、同166頁9行目(120頁左段下から10行目)の「本人給」を「職能給」に改める。

(2) 控訴人は、男性従業員には、「重量物の取り扱い・力や腕力のいる重作業」「技術・技能及び治具・機械の調整・保全とか技術判断能力と臨機対応力の必要な作業」、「時間外勤務と交替勤務の必要な主体業務」、「大型機械とか複雑な機械による危険度の高い作業」を、女性従業員には、「力のかからない軽量などの取り扱い・手先や目を主体とした軽作業」「技術・技能の習熟度の比較的容易なものとか、治具・機械の調整・保全の伴わない作業」、「時間外勤務と交替勤務のない作業」「機械を使用しないとか軽機械による比較的安全な作業」というように、控訴人における男女の職務は二区分されており、その結果、男性従業員には、機械に対する高度の技能や知識が要求され、重量物(金型も含め)や危険有害業務を取り扱ったりすることから、身体や生命に対する負荷や危険性が高かったり、交替勤務があればそれだけ会社からの拘束度が強いということから、控訴人では、男性従業員には賃金表のI表を、女性従業員にはII表を適用してきたと主張する。

その上で、控訴人は、被控訴人ごとに、比較対照の男性と比べれば、男女の職務の内容は異なっており、責任の度合、危険性の度合、身体的負荷の度合、拘束度において男女の職務には差異があり、男女の職務は相違しているのであるから、それに見合って男女間に賃金差があるのは当然であると主張し、控訴人における従業員の職務内容及び被控訴人らの職務内

容について、控訴人の上記主張に沿う男性従業員らの陳述書（証拠略）を提出する。

しかし、上記各陳述書中、被控訴人らの各陳述書（証拠略）に反する部分は、実際に個々の現場で自ら作業を行っていた被控訴人らの供述の方が実際に体験した者の供述としてはるかに信頼性があるといえること、及び被控訴人らが当審において追加して提出した各陳述書（証拠略）に照らして採用できない。

確かに、控訴人における作業内容が、単に重量物を運搬するだけの作業であれば、より重い物品を運搬する男性従業員の方が女性従業員より賃金が高くても合理性があるということになる可能性があるが、控訴人における作業内容は単に物品を運搬するだけの仕事ではない。被控訴人らが多く就労していた選別・受入検査・工程検査等は、重量物を運搬するための肉体的な力は必要としなくても、高い集中力・緊張度を必要とする高価値の労働であると評価することができるのあって、控訴人における男性従業員と女性従業員との賃金の格差は、作業内容によって区別されたものであるといい難い。

(3) 前記認定のとおり、昭和48年以前には、賃金表の年齢給は男・女という文言が使用され、男女差によることが明確に示されており、昭和48年賃金表も、昭和56年賃金表も、基本的にこれを承継したものであって、職務や職種によってではなく、男性か女性かによって、適用される賃金表が異なっているものと認められる。そして、控訴人の賃金の決定要素は、性差と年齢と勤続年数の3つであり、職務・職種によって決められたものとは認められない。また、採用基準や手続は、初任給の額を除いて男女同一であり、肉体的能力、技術力、経験といった要素は考慮されることもなく採用されており、女性であるから軽度・単純・安全な職務に従事することが条件であると明示されたことはなく、採用そのもの的方式や手続、職務の指定についての男女の差異はない。

さらに、男性従業員と女性従業員の労働内容は、前記のとおり、明確な区分は認められない。控訴人が主張する職務二分論では、前記のとおり、合理的な説明になっておらず、結局のところ、控訴人における男女間の賃金格差は、単に男性であるか女性であるかという性差のみを理由として区別されたものであると推認されるのであって、何ら合理性のない差別であるといわざるを得ない。

(4) 労働基準法4条は、合理的な理由なく、労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別の取扱いをすることを禁じている。したがって、女性であることのみを理由として賃金格差のある賃金制度を定め、あるいは、これを是正することなく維持することも禁じられているものであり、こ

のような賃金制度の制定あるいは維持は違法であり、その適用を受けた女性従業員に対する不法行為を構成するものと解される。

以上の認定によれば、控訴人は、女性であることのみを理由として男女間に格差のある昭和56年賃金表を定め、これを是正することなく維持してきたものであるから、違法であり、このことにより被控訴人らに生じた損害を賠償すべき義務を負うといべきである。

控訴人は、男性の職務に就く女性が一部存在したとしても、全体として男性の就く職務と女性の就く職務が区別されておれば、職務の相違による合理的な区別であるというを防げないと主張するが、前記の認定、判断からすれば、そもそも控訴人において、賃金水準の異なる2種類の職務があり、かつ、性により男女の就く職務が異なるという取扱いが慣行として存在したとすら認められないのであり、むしろ、本訴において控訴人の主張する男女の職務の相違というは後付けの理由にすぎないものと考えられる。また、控訴人は、昭和56年賃金表の違法性は、昭和56年までの控訴人における男女の職務の実態に基づき判断されるべきであり、昭和57年以降の実態に基づき判断されるべきではないと主張するが、前記のとおり、控訴人が同賃金表を是正せず維持してきたことが違法であると判断されるのであるから、昭和57年以降の男女の職務の実態がこの判断の前提として考慮されるべきであるのはいうまでもない。

(5) 控訴人は、①各年度の賃金表はいずれも控訴人と内山労組との合意のもとに作成されているので、内山労組に所属する被控訴人らもこれを容認しているはずであるし、特に、昭和56年改定による賃金表は、内山労組において十分に検討され、臨時組合大会で承認された上で、控訴人と内山労組との合意のもとに民主的に作成されている、②各年度における労使交渉によりいったん1人当たりの平均賃金額が合意妥結されている以上、内山労組の組合員である被控訴人らも、上記労使交渉による合意内容につき拘束を受けるのであり、被控訴人らとしては内山労組に対し賃金表についての不満を主張し、組合からの申出という形で賃金表の改廃を求めるのが労使自治の原則であるにもかかわらず、12年間も昭和56年賃金表に則った運用がされていているのに、平成5年に突如として本件訴訟を提起し、組合を通じることなく控訴人と賃金等の額につき争うことは、労使自治の原則や禁反言の原則に反し、許されない旨主張する。

しかしながら、労使交渉の結果により各年度の賃金表が作成され、これにより被控訴人らの賃金等が確定されたとしても、必ずしも、被控訴人らが各自に対して不合理な差別のある内容で賃金等が支給さ

れることについてまで容認していることにはならない。また、各年度における賃金表が労使交渉の合意のもとに作成されているとしても、そのような手続を経たからといって、その内容が不合理な差別を含むこと自体を否定するものではないし、その内容に違法がある場合に、民主的手段を経たことによってそれが違法になるものでもない。

確かに、昭和56年の賃金表改定の段階では、まだ男女雇用機会均等法は存在せず、現在ほど男女平等の考え方があまねく行き渡っておらず、控訴人も内山労組も男女の賃金格差が違法とまでは十分認識していないかった点は否定できないにせよ、この点について控訴人に過失があることは明らかであるから、控訴人の責任を否定する根拠にはならない。

また、組合員は、一般的に労使交渉の合意内容につき拘束を受けるとしても、その内容が不合理な賃金の差別を含むものであって、労働基準法4条に違反するような場合には、個別の労働者は会社の不合理な差別という不法行為による損害賠償を請求することができると解すべきであり、私人間における合意内容に違法性が存する場合に、これにより損害を被った者が不法行為による損害賠償請求という司法的救済を求めることが妨げるものではない。したがって、被控訴人らの本件訴訟提起が労使自治の原則や禁反言の原則に反し許されないということはできない。

(6) さらに、控訴人は、平成7年11月の新賃金制度においては賃金表は1つであり、職務内容によってではなく各従業員の職務遂行能力によって賃金を決定しているのであるから、新賃金制度においては性差による差別は生じ得ない旨主張する。確かに、新賃金制度においては、賃金格差を生じさせる2種類の賃金表は存在せず、新賃金制度自体から新たな賃金格差が生じることはないが、前記認定のとおり、新賃金体系への移行の方法は、平成7年10月における従業員の基本給を基準として、新賃金制度における賃金表（機能給表）に該当する等級及び号俸が決定されているのであるから、新賃金制度における賃金自体が、平成7年10月時点で生じていた賃金格差を包含するものにはかならず（ただし、昇給分は除く）、この点に関する控訴人の主張は採用できないし、平成7年11月以降の賃金について、被控訴人らが時の経過とともに請求を拡張することが権利の濫用に当たるということもできない。

3 爭点2（被控訴人らの損害額）について

(1) 本件における「損害」

ア 本件において、被控訴人らは、控訴人における賃金等は、基本的に各従業員の年齢及び勤続年数を基準として定められていることから、各年度各月又は各期において各被控訴人と同勤続年数、年齢

の男性従業員に支給されるべき賃金等と各被控訴人に実際に支給された賃金等との差額が、控訴人の上記不法行為により被控訴人らに生じた損害となると主張して、その賠償を請求している。

そこで、検討するに、控訴人における男性従業員に支給されてきた賃金等は、個別の有効な労働契約に基づき正直に支給されてきたもので、控訴人においてはもちろん、社会的にも正当な根拠を有するものとして支給されてきたものであり、控訴人がその一部にせよ返還請求できるという根拠はない。一方、控訴人における女性従業員に支給されてきた賃金等は、同じく控訴人との間の個別の労働契約に基づき支給されてきたものではあるが、労働基準法4条の規定に反する差別の取扱いと評価できる賃金表を策定し、これを是正しないまま各労働契約に適用して支給されてきたものである。

そして、同法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約を、その部分について無効とする旨定めた同法13条が本来予定している労働時間（同法32条）や年次有給休暇（同法39条）の場合と比較しても、女性従業員に対する賃金差別に関して女性従業員を救済する必要性は低くはないことが明らかであるから、このような場合にも同法13条の規定を類推適用して男性従業員と同等の賃金等の請求権を認めるのが相当であると解される。

本件は、不法行為に基づく損害賠償請求であり、その損害額は不法行為がなかった場合と比較して算定されるべきものであるところ、男性従業員に対する賃金等の上記性格及び労働基準法4条に違反する女性従業員の賃金等に対する救済についての同法の趣旨からすると、被控訴人らには、控訴人の不法行為により、勤続年数、年齢において同等の男性従業員との賃金等の差額相当の財産的損害が生じたものと認めるのが相当である。

控訴人は、被控訴人らに対して男性従業員との賃金等の差額を支給することになると、労使が妥結した賃金額の総源資を超えることになり、このような格差は正義務使用者に負わせるのは、労働基準法4条の解釈適用を誤るもので、被控訴人らの請求額は過大であるなどと主張する。しかし、格差は正は賃金の総源資を無視しては行えないものであることはそのとおりであるが、その具体的方法としては使用者の資金状況や労使の関係等から種々の方法によることが考えられるのであり、男女の賃金水準の格差解消のために、男性従業員の賃金水準を必ず切り下げるに至るとは断定できない。そして、仮に格差は正のためには通常男性従業員の賃金水準を切り下げるに至ることになるとしても、裁判所がこれを前提に男性従業員との賃金差額の一部のみを損害と認定することは、女性従業員に対する合理的な理由のない

差別の一部を容認することになりかねない（前記のとおり、会社が男性従業員に差額の一部にせよ返還請求できる根拠はない。）から、控訴人主張のように損害額を限定することは相当でない。

イ 以上のとおり、昭和56年賃金表については、これを女性従業員に適用することが違法であるから、初任給における男女の格差等が違法であるか否かにかかわりなく、上記適用により生じる男女間の賃金等の差額が損害となると解される。また、平成7年11月以降については、昭和56年賃金表における違法な男女間の賃金格差を是正しなかった部分が違法であるから、これにより被控訴人らに生じた損害額を算定すべきことになる。

(2) 具体的な計算方法（具体的な計算の処理方法については、原判決添付別紙三六「損害額の計算方法」参照）

原判決176頁3行目（122頁左段2行目）から194頁末行（125頁左段14行目）までの記載を引用する。ただし、原判決178頁6行目（122頁左段下から9~10行目）、185頁4行目（123頁右段3行目）、190頁1行目（124頁左段下から16行目）及び194頁3行目（125頁左段3行目）の「から平成11年度まで」を「以降」に改め、180頁6行目（122頁右段22行目）の「本人給の七割」を「職能給の七割」に改め、194頁9行目（125頁左段11行目）の「同K」の次に「、同C、同F、同G、同O、同R、同S」を加える。

(3) 消滅時効について

ア 控訴人は、本件訴訟は平成5年5月18日に提起されたものであるから、平成2年5月17日以前に被控訴人らに生じた損害については時効消滅していると主張し、これに対し、被控訴人は、控訴人は、原審での審理が始まった当初から、消滅時効を主張することが可能であったにもかかわらず、訴訟提起後約8年を経てから、突然消滅時効を援用したものであるから、時機に後れた防御方法として却下すべきであり、また、当初より消滅時効援用が可能であることを熟知していながら、援用も行わず、原審において実質的な最終準備書面を作成した平成10年8月31日の段階で、控訴人は援用権を黙示的に放棄したと考えるべきであると主張する。

イ 控訴人が消滅時効を主張するに至った経緯は次のとおりである。

控訴人による消滅時効の主張は、平成13年2月21日の原審第32回口頭弁論期日において陳述された控訴人の同月20日付け準備書面において初めて主張されたものである。本件訴訟においては、平成5年5月18日に訴えが提起され、同年6月16日に第1回口頭弁論期日が開かれ、途中4回の準備手続を経た後、平成7年9月13日の第9回口頭弁論期日から平成10年4月15日の第22回口頭弁論期日まで人証につ

いての証拠調べが実施され、同年9月9日の第24回口頭弁論期日においては、当事者双方からいずれも同年8月31日付けの各自の主張を総括する内容の準備書面がそれぞれ陳述された。その後、同年10月28日の第25回口頭弁論期日において本件は弁論準備手続に付され、平成11年5月14日の第4回弁論準備手続期日まで、主張整理が行われ、同年7月7日の第26回口頭弁論期日において弁論が終結されたが、その後弁論が再開され、主張及び書証が追加され、平成12年7月25日の第31回口頭弁論期日において、当事者双方が他に主張立証はないとして、弁論が終結されたが、ふたたび再開され、平成13年2月21日の第32回口頭弁論期日が開かれた。同期日において、控訴人は、上記同月20日付け準備書面を陳述したが、上のとおり、同準備書面において初めて主張される消滅時効の主張等の新しい防御方法が含まれていた。

ウ 以上のような訴訟の経緯にかんがみると、本件訴訟においては、控訴人による消滅時効の主張は、より早期に提出することが期待できたものであるといえなくもない。しかし、そもそも、消滅時効を援用するかどうかは、当事者の意思に委ねられており、本件における控訴人のように請求権の発生自体を争っている当事者にとっては、消滅時効の抗弁が認められることによって勝訴することを潔しとしない場合も考えられるし、また、訴訟の推移を見てから援用するか否かを決めるということもあり得る。

以上のような消滅時効の抗弁の性質に照らすと、一筆の口頭弁論終結段階で初めて消滅時効の主張をしたからといって、それが直ちに時機に後れた防御方法であるとはいえない。

また、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、被害者又はその代理人が「損害及び加害者ヲ知リタル時」であり（民法724条）、各被控訴人が本件において問題となっている賃金格差が不法行為に該当し、これにより損害が発生していることを認識した時期が問題となるが、本件においては、内山労組は、控訴人に對し、1990年3月15日付け春闇の要求書を提出し、その中で「男女の差別をなす現行賃金体系の差別を廃止すること」を申し入れている（〈証拠略〉）のであるから、上記労働組合の組合員である被控訴入らは、全員がこの時点までに加害者及び損害の発生を知っていたものと推認されるというべきである。このように、被控訴入らが加害者及び損害の発生を知った時点の認定は証拠上容易であって、控訴人に消滅時効の主張を許すことにより訴訟の完結が遅延するとはいえない。したがって、控訴人のする消滅時効の主張は、時機に後れた防御方法として却下すべきものとはいえない。同様の理由で、控訴人が、原審において実質的な最終準備書

面を作成した平成10年8月31日の段階で、時効援用権を黙示的に放棄したと考えるべきであるとの被控訴入らの主張も採用できない。

以上によれば、本件は、平成5年5月18日に訴えが提起されたものであるから、提訴日からさかのぼること3年、すなわち平成2年5月17日以前に被控訴入らに生じた損害に係る賠償請求権は時効により消滅しているといわざるを得ない。

(4) 被控訴入らの具体的な損害額

ア 各年度各月ごとの基本給の損害額
原判決195頁8行目（125頁左段25行目）から196頁3行目（125頁左段下から12行目）までの記載を引用する。

イ 各年度各期ごとの一時金の損害額
原判決196頁5行目（125頁左段下から10行目）から197頁1行目（125頁右段1行目）までの記載を引用する。
なお、附帯控訴に係る平成12年及び平成13年の一時金については、別紙20「平成12年上期一時金」ないし別紙23「平成13年下期一時金」記載のとおりである。

ウ 各年度各月ごとの世帯手当の損害額
原判決197頁3行目（125頁右段3行目）から10行目（125頁右段13行目）までの記載を引用する。

エ 各被控訴入ごとの退職金の損害額
別紙24「退職金請求額計算表」及び別紙25「退職金請求額計算表一2」の「請求額計算」における各「氏名」欄記載の各被控訴人について対応する各「③一④請求額」欄記載のとおりである。ただし、被控訴人E、同I、同J、同K及び同Qについては、同欄記載の金額よりも別紙請求債権目録中の「⑪退職金」欄に記載された請求額の方が低額であるので、その額をもって認容額とする。

オ 弁護士費用
被控訴入らが、弁護士に委任して本件訴訟を提起を行なったことは、裁判所に顯著であり、被控訴入らが本件訴訟遂行に要した弁護士費用も控訴人の不法行為と相当因果関係のある損害と認められるところ、本件事案の内容、審理経過、認容額等に照らせば、控訴人に負担させるべき弁護士費用は、別紙認容額目録の「⑫弁護士費用」欄に記載のとおりである。

カ 各被控訴入ごとの損害額
前記計算方法により各被控訴人に生じた損害として、控訴人に對する賠償請求が認められる各年度の具体額は、別紙26ないし44（各被控訴人の認容額目録）記載のとおりである。

なお、被控訴入らは、昭和63年以降の損害の賠償を求めているところ、前記のとおり、控訴人が、抗弁として、消滅時効を援用したため、平成2年5月17日以前に被控訴入らに生じた損害に係る賠償請求権は時効により消滅したといわざるを得ない。したがって、被控訴入らは、昭和63年度分、平成元年度分及

び平成2年4月1日から同年5月17日までの損害について、控訴人に対して賠償を請求できないことになる。

4 控訴人は、原審は審理不尽であるとの主張をするが、採用できない。

第4 結論

以上の次第であるから、結論を異にする原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 前坂 光雄
裁判官 岩坪 朗彦
裁判官 横溝 邦彦

当事者目録

控訴人兼附帯被控訴人（以下「控訴人」という）	内山工業株式会社
同代表者代表取締役	乙山 乙三
同訴訟代理人弁護士	山崎 武徳
同	近藤弦之介
同	香山 忠志
被控訴人兼附帯被控訴人（以下「被控訴人」という）。以下18名も同様	A
被控訴人	B
被控訴人	C
被控訴人	D
被控訴人	E
被控訴人	F
被控訴人	G
被控訴人	H
被控訴人	I
被控訴人	J
被控訴人	K
被控訴人	L
被控訴人	M
被控訴人	N
被控訴人	O
被控訴人	P
被控訴人	Q
被控訴人	R
被控訴人	S
上記19名訴訟代理人弁護士	奥津 亘
同	佐藤由美子
同	水田美由紀

請求債権目録

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫退職金	⑬弁護士費用			
	遅延損害金の起算日	H 4. 3.28	H 5. 3.29	H 6. 3.29	H 7. 3.29	H 8. 3.29	H 9. 3.29	H10. 3.29	H11. 3.29	H12. 3.29	H13. 3.29	H14. 3.29	遅延損害金の起算日	附帯控訴状送達の日の翌日(H. 14.9.25)			
No	氏名	請求額															
1	A	11,728,008	2,425,294	775,786	837,160	871,408	886,864	846,479	853,024	849,136	835,786	821,790	815,281	0	910,000		
2	B	13,509,139	2,902,908	902,396	967,179	999,919	1,005,969	963,592	973,547	966,614	951,466	942,768	932,781	0	1,000,000		
3	C	10,416,641	1,800,862	601,435	666,300	704,897	715,861	669,086	671,866	669,081	660,677	653,045	0	1,893,531	H13. 3.21	710,000	
4	D	8,602,302	3,949,902	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,872,400	H 4. 3.28	780,000
5	E	20,923,942	4,383,132	1,262,833	1,279,259	1,325,612	1,323,517	1,271,314	1,141,171	1,136,148	1,118,688	1,148,668	0	0	3,743,600	H 9. 2.21	1,790,000
6	F	18,103,918	3,377,020	1,007,682	1,061,893	1,084,619	996,645	1,052,174	1,062,440	1,063,471	1,046,841	1,029,470	1,013,983	3,137,680	H14. 2.21	1,170,000	
7	G	19,812,758	3,726,898	1,113,922	1,166,933	1,186,788	1,181,037	1,131,086	1,145,088	1,143,204	1,122,635	1,109,684	1,106,363	3,389,120	H12. 12.21	1,290,000	
8	H	10,736,953	4,565,828	1,196,795	203,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800,720	H 5. 6.21	970,000
9	I	18,785,608	4,269,664	1,228,523	1,266,696	1,281,607	1,275,919	1,092,699	1,078,655	1,072,760	884,005	0	0	0	3,636,080	H 8. 5.21	1,700,000
10	J	18,710,277	4,059,734	1,184,322	1,217,120	1,230,441	1,177,674	1,095,837	1,046,872	1,028,425	1,014,743	633,829	0	0	3,381,280	H 8.10.21	1,840,000
11	K	20,540,225	4,334,722	1,259,288	1,307,338	1,275,918	1,308,910	1,244,215	1,116,910	1,109,272	1,087,101	1,050,151	0	0	3,676,400	H 9. 2.21	1,770,000
12	L	11,984,724	2,490,285	760,626	846,658	886,089	904,337	864,274	877,408	871,149	861,857	851,491	840,550	0		930,000	
13	M	9,644,015	1,934,390	639,444	700,276	638,203	750,613	711,237	718,102	711,110	703,689	697,170	689,781	0		750,000	
14	N	6,699,283	3,554,244	726,939	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,818,100	H 4. 3.28	600,000
15	O	11,886,447	2,263,498	725,632	783,077	817,974	801,098	771,515	776,737	771,470	761,875	374,006	0	0	2,199,565	H12. 9.21	840,000
16	P	8,207,535	1,564,596	533,046	593,565	628,531	644,240	605,398	613,037	610,375	602,282	595,092	587,373	0		630,000	
17	Q	12,967,900	3,253,377	947,690	983,382	934,899	884,257	774,919	738,183	757,962	631,043	0	0	0	1,892,188	H 8. 1.21	1,170,000
18	R	12,257,585	2,428,167	770,995	832,557	860,886	873,370	718,314	711,909	716,982	703,580	400,980	0	0	2,379,845	H12. 9.21	860,000
19	S	17,841,610	3,574,719	1,093,148	1,145,421	1,165,826	1,167,182	1,121,865	1,132,700	1,130,980	1,116,634	544,015	0	0	3,389,120	H12. 9.21	1,260,000
	合計	263,359,870	60,859,240	16,730,502	15,858,424	15,893,617	15,897,493	14,934,004	14,657,649	14,608,139	14,102,902	10,852,159	5,986,112	42,209,529			20,770,000

認容額目録

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫退職金	⑬弁護士費用			
	遅延損害金の起算日	H 4. 3.28	H 5. 3.29	H 6. 3.29	H 7. 3.29	H 8. 3.29	H 9. 3.29	H10. 3.29	H11. 3.29	H12. 3.29	H13. 3.29	H14. 3.29	遅延損害金の起算日	H14. 9.25			
No	氏名	認容額															
1	A	10,549,122	1,243,721	775,786	837,160	871,408	886,864	849,166	853,024	849,136	835,786	821,790	815,281	0	910,000		
2	B	12,082,321	1,476,090	902,396	967,179	999,919	1,005,969	963,592	973,547	966,614	951,466	942,768	932,781	0	1,000,000		
3	C	9,542,850	927,071	601,435	666,300	704,897	715,861	669,086	671,866	669,081	660,677	653,045	0	1,893,531	H13. 3.21	710,000	
4	D	5,768,792	1,366,392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,872,400	H 4. 3.28	530,000
5	E	18,626,219	2,175,409	1,262,833	1,279,259	1,325,612	1,323,517	1,271,314	1,141,171	1,136,148	1,118,688	1,148,668	0	0	3,743,600	H 9. 2.21	1,700,000
6	F	16,523,614	1,696,716	1,007,682	1,061,893	1,084,619	1,095,645	1,052,174	1,062,440	1,063,471	1,046,841	1,029,470	1,013,983	3,137,680	H14. 2.21	1,170,000	
7	G	17,963,399	1,877,539	1,113,922	1,166,933	1,186,788	1,181,037	1,131,086	1,145,088	1,143,204	1,122,635	1,109,684	1,106,363	3,389,120	H12. 12.21	1,290,000	
8	H	8,061,673	2,221,428	1,196,795	203,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,689,840	H 5. 6.21	750,000
9	I	16,440,316	2,123,372	1,228,523	1,266,696	1,281,607	1,275,919	1,092,699	1,078,655	1,072,760	884,005	0	0	0	3,636,080	H 8. 5.21	1,500,000
10	J	16,535,815	2,026,352	1,184,322	1,217,120	1,230,441	1,177,674	1,095,837	1,046,872	1,027,345	1,014,743	633,829	0	0	3,381,280	H 8.10.21	1,500,000
11	K	18,257,701	2,162,918	1,259,288	1,307,338	1,275,918	1,308,910	1,244,215	1,116,670	1,109,032	1,086,861	1,050,151	0	0	3,676,400	H 9. 2.21	1,660,000
12	L	10,769,039	1,274,600	760,626	846,658	886,089	904,337	864,274	877,408	871,149	861,857	851,491	840,550	0		930,000	
13	M	8,710,462	1,000,837	639,444	700,276	638,203	750,613	711,237	718,102	711,110	703,689	697,170	689,781	0		750,000	
14	N	2,654,216	1,677,277	726,939	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250,000
15	O	10,797,982	1,175,033	725,632	783,077	817,974	801,098	771,515	776,737	771,470	761,875	374,006	0	0	2,199,565	H12. 9.21	840,000
16	P	7,460,539	817,600	533,046	593,565	628,531	644,240	605,398	613,037	610,375	602,282	595,092	587,373	0		630,000	
17	Q	11,201,894	1,637,371	947,690	983,382	934,899	884,257	774,919	738,183	757,962	631,043	0	0	0	1,892,188	H 8. 1.21	1,020,000
18	R	11,564,028	1,238,334	770,995	832,557	860,886	873,370	834,101	846,784	840,739	825,437	400,980	0	0	2,379,845	H12. 9.21	860,000
19	S	16,063,574	1,796,683	1,093,148	1,145,421	1,165,826	1,167,182	1,121,865	1,132,700	1,130,980	1,116,634	544,015	0	0	3,389,120	H12. 9.21	1,260,000
	合計	229,573,556	29,914,743	16,730,502	15,858,424	15,893,617	15,997,493	15,052,478	14,792,284	14,730,576	14,224,519	10,852,159	5,986,112	40,280,649			19,260,000

